

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成30年 2月 1日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	耐震健全性検査要領書(社内自主検査)において、検査対象機器に誤記(対象でないものを記載)が認められたため、当該要領書を訂正。	GⅢ	
2	2号機	循環水系電気防食装置電極電流指示計において、電極(E51)測定時指示値振り切れ及びシャント(直流用分流器)抵抗器(SH503)に断線が認められたため、当該電流指示計及びシャント抵抗器を交換。	GⅢ	
3	3・4号廃棄物処理設備	4号機ストームドレン系受タンク(B)において、廃液よりトリチウムが検出されたことが認められたため、当該原因を調査。 なお、当該廃液は放射性廃液として管理していることから問題なし。	対象外	